

事業主の皆さま

「佐賀働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【佐賀働き方改革推進支援センター】

電話：0120-610-464

メール：s-kaikaku@saga-hatarakikata.com

住所：佐賀市川原町8-27平和会館1F

【HPアドレス】<http://saga-hatarakikata.com/>

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

相談
無料

お問合せや
ご相談は
こちらまで

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。（最大5回）
- ▶ 労働問題全般に関するご相談にも対応いたします。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 同一労働同一賃金を実現するための取組手順
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない 等

その他、労働問題全般に関しましてどうぞお気軽に、ご相談ください。



「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します。

ご希望の事業主様には専門家の派遣も行っております。

働き方改革関連法3つのポイント

① 時間外労働の上限規制が導入

施行 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」 QR

② 年次有給休暇の取得義務化

施行 2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日**、**時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。



「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」 QR

③ 不合理な待遇差の禁止



施行 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給**や**賞与**などの**個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。



「解説動画・取組手順書・業界別マニュアル」 QR

その他の
法改正項目

- ◆「勤務時間インターバル」制度の導入が努力義務になりました
- ◆フレックスタイム制が拡充されました
- ◆労働時間の状況を客観的に把握するよう義務付けられました



詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ QR

佐賀働き方改革推進支援センター

(受託者 佐賀県社会保険労務士会)

住所：佐賀市川原町8-27(無料駐車場あり)

電話：0120-610-464 (無料)

E-mail：s-kaikaku@saga-hatarakikata.com

ホームページ：http://saga-hatarakikata.com/

